

新型コロナウイルス対策等に関する要望事項

2022年4月22日

立憲民主党・無所属

【今回協議を求める件】

- 1 大型連休を迎え、行事等による人の密集が起こること、人の移動が盛んになることから、感染防止対策を徹底するとともに、連休開始前に政府から感染防止徹底の呼びかけを行うこと。
- 2 大型連休中の検査体制、医療体制、発熱等の相談体制を確保すること。
- 3 大型連休中についても、事業者や生活困窮者からの相談を受ける体制を整えるとともに、相談先について周知徹底すること。
- 4 「イベントワクワク割」について、感染防止対策を緩めてもいいという誤ったメッセージにならないよう、説明を尽くすこと。また、いつから開始するのかを含め考え方を明らかにすること。
- 5 一部地域で感染が拡大傾向に転じていることから、検査の拡充や医療体制の確保など感染拡大防止に万全を期すること。また、今後の重症者数の急増を想定し、病床確保など先手の対策を打つこと。
- 6 感染の拡大で影響を受ける事業者や生活困窮者等に対して必要な支援を行うこと。そのための財政措置を速やかに行い、補正予算を国会に提出すること。
- 7 事業復活支援金について、4月以降も給付対象月とすること。また、給付上限額を拡充すること。
- 8 立憲民主党が4月4日に衆議院に提出した「コロナ債務減免法案」（正式名称：新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案）について、速やかに与野党協議を行うこと。
- 9 4回目接種についての政府の考え方を早期に提示すること。また、これまで約2兆3千億円を使い約8億8千万回分のワクチンを購入したものの、期限切れを迎え大量の廃棄が生じていることから、これまでのワクチン事業について、ワクチンの購入・確保、接種体制、費用対効果の観点から検証を行うこと。
- 10 5～11歳のワクチン接種率が低いことから、学校等での検査体制を充実させ、定期的な検査の実施を行うなど感染拡大防止を徹底すること。
- 11 大臣の罹患が相次いだことから、閣議前に全員のPCR検査を実施するなど感染防止対策を強化すること。
- 12 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状のマネジメントについて、後遺症を多く診察している医師の意見を聞くなどして、改善を行うこと。
- 13 感染症法等を改正し、都道府県を越えた患者の受け入れや医療従事者の派遣のための体制等を法的に整備すること。

【引き続き協議を求める件】

(検査の拡充)

- 14 濃厚接触者、医師が必要と判断する者、エッセンシャルワーカー等、検査を希望する者が迅速・確実に検査を受けることができるよう、検査体制を拡充すること。
- 15 感染拡大が起こっても感染経路を確実に追うことができるよう、PCR検査、全ゲノム解析を充実させること。
- 16 出入国管理を徹底し、全ての入国者をホテルで10日間隔離し1日目、6日目、9日目にPCR検査を実施すること。

(医療提供体制の充実)

- 17 法的整備までの間は、首相をトップとする病床確保等本部を官邸に設置し、国と都道府県の協議の下、都道府県を越えて患者を受け入れる体制や医療関係者を融通し合う体制、在宅診療をフォローアップし保健所が対応できない自宅療養者等をケアする体制を確立すること。
- 18 自宅死を出さないために、自宅療養者へのケアを充実するとともに、入院が必要な患者がすぐに入院できる体制を整備すること。
- 19 患者が自宅療養する場合には、在宅で持続的な酸素投与ができる体制を整備するとともに、感染防護品を確実に供給すること。

(事業者支援、生活者支援)

- 20 「コロナ困窮労働者給付金法案」について、速やかに与野党協議を行うこと。
- 21 小学校休業等対応助成金について、既に取得した休暇に対しても個人申請方式で支給すること。また、企業が認めない場合は、政府が仲介するなどの支援を行うこと。
- 22 活動の縮小や停止を余儀なくされている文化芸術関係者や関連業種従事者への支援について、支援対象を拡大し、予算を大幅増額すること。
- 23 移動の自粛により、公共交通機関の経営が極めて厳しい状況にあることに鑑み、需要回復に至るまでの支援策を講ずること
- 24 コロナ後の観光立国再構築を見据え、窮地に陥っている観光関連産業の雇用・事業継続のため、支援策を講じること。また、立憲民主党が提出した「観光産業事業継続支援金支給法案」について、速やかに与野党協議を行うこと。

(学校関係)

- 25 学校現場において必要十分な教員や指導員などの人材の確保を行うとともに、必要な備品の確保、施設・設備の改修支援を行い、学びの機会を保障すること。
- 26 飲食店の時短営業などに伴い、保護者の収入やアルバイト収入等が減少している学生等への支援を行うこと。

(孤独・孤立、自殺対策)

- 27 全国の自治体等と連携し、孤独・孤立している人への支援、自殺対策（生きることの包括的支援）に万全を期すこと。

(ワクチン)

- 28 子どもを守るために、まずは周囲の成人（子どもに関わる業務従事者等）へのワクチン接種を促進すること。5～11歳の健康な子どもへのワクチン接種については、接種のメリット（発症予防等）とデメリット（副反応等）を十分説明するとともに、本人と養育者が十分理解し、接種前・中・後にきめ細やかな対応を図ることができるようにすること。また、5～11歳の基礎疾患を有する子どもへのワクチン接種については、本人の健康状況をよく把握している主治医と養育者との間で、接種後の体調管理等を事前に相談すること。
- 29 交差接種を含むワクチンの有効性及び安全性、副反応情報など、具体的情報を正確・迅速に伝えるなど、ワクチンに関するリスク・コミュニケーションを一層強化すること。

以 上